

鎌 地 共 第 796 号
令和5年(2023年)8月1日

自治会町内会長 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公 印 省 略)

携帯電話等中継基地局設置計画の
「事業者説明会」に関するアンケートについて(依頼)

日頃より、本市市政運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、市では、携帯電話等中継基地局の設置等に関するトラブルの未然防止のため、携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例(以下「条例」といいます。)及び同条例施行規則(以下「施行規則」といいます。)を定め、運用しています。

その中で、携帯電話等中継基地局の設置計画に関する「事業者説明会」の開催については、施行規則第5条第2項に基づき、事業者が自治会町内会長へ判断を仰ぎ、実施の有無を決定しているところですが、事業者説明会の開催に関する皆さまの負担感や、自治会町内会長の判断によらず、近接住民からの個別の要請により説明会を開催することなどについて御意見を賜りたく、アンケートを実施することといたしました。

御多忙の折誠に恐縮ですが、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

回答期限 令和5年(2023年)8月22日(火)まで

提出方法 返信用封筒にて郵送

又は地域共生課(市役所本庁舎1階4番窓口)へ直接提出

事務担当は、くらしと福祉の相談担当 丸山

電話 0467-23-3000(内線2660)

e-mail shisei@city.kamakura.kanagawa.jp

【参考資料】

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例（抜粋）

（近接住民等への説明等）

第7条 事業者は、前条の計画書の提出後、規則に定めるところにより近接住民及び地縁団体を代表する者に当該設置等の工事の計画の概要を説明し、周知に努めるとともに、近接住民等の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定により近接住民に説明したときあつては近接住民説明実施報告書を、地縁団体を代表する者に説明したとき又は説明会を開催したときあつては地縁団体説明実施報告書を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例施行規則（抜粋）

（地縁団体を代表する者への説明方法等）

第5条 条例第7条の規定による地縁団体の代表者への説明は、原則として、当該地縁団体の代表者を訪問することにより行うものとする。この場合において、事業者は必要に応じ、当該地縁団体への当該携帯電話等中継基地局の設置計画に関する概要の説明及び周知に必要な資料を提供するものとする。

2 事業者は、当該携帯電話等中継基地局の設置計画について当該地縁団体から説明会の開催を求められたときは、開催日時、場所等について配慮し、説明会を開催するものとする。

鎌倉市携帯電話等中継基地局設置計画の
「事業者説明会」に関するアンケート

自治会町内会名 小町元町町内会

氏名 高橋和雄

番号を選択する質問への回答は、該当番号に○をつけてください。
自由記載の場合はご記入をお願いいたします。

1. これまで、携帯電話事業者（以下「事業者」といいます。）から、自治会町内会内における携帯電話等中継基地局（以下「基地局」といいます。）の設置計画について、鎌倉市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例（以下「条例」といいます。）及び同施行規則（以下「施行規則」といいます。）に基づく工事概要等の説明を受けたことがありますか？

① ある

② ない

2. 施行規則では、事業者は、基地局の設置計画について地縁団体の代表者に説明し、説明会の開催を求められた場合は、事業者説明会を開催することを規定しています。これまで、自治会町内会において、事業者説明会を開催したことはありますか？

① ある

② ない

3-1. 自治会町内会長が事業者説明会の開催を判断することについて、どのように感じますか？

① 過剰な負担である

② やや負担である

③ 負担ではない

④ その他

3-2. 前項の回答を選択した理由について、教えてください。

会員へ回覧板により事業者からの資料を回付した。
「事業者説明会の開催の要望が無かった。」

4. これまで、基地局の設置計画に関して、自治会町内会の住民と事業者との調整等で苦慮したことなどがありましたら、教えてください。

特に無し

5-1. 事業者説明会の開催については、現在、事業者が近接住民の方々へ戸別訪問しながら基地局の設置計画を説明し、住民の方からのご意見を自治町内会長へ報告した上で、開催の有無をご判断いただいているところです。

現在の施行規則では、自治会町内会長にのみ事業者説明会の開催の判断を委ねており、負担となっている可能性があることから、市では、自治会町内会長の判断によらず「計画されている基地局の近接住民からの個別の要請」によっても、事業者が説明会を開催できるよう施行規則を改めるべきか検討しています。

そこでお伺いします。自治会町内会長の判断によらず、「計画されている基地局の近接住民からの個別の要請」によっても事業者説明会を開催できる運用とすることについて、賛成、反対などのご意見を教えてください。

① 賛成

② 反対

③ その他

5-2. 前項の回答を選択した理由やその他懸念されることがありましたら教えてください。

各方面の方の意見を聞く事も大事

6. その他、条例及び施行規則に関して、お気づきの点等がありましたら教えてください。

特に無し

7. 会長の就任期間を選択してください。

① 1年

② 2年

③ 3年以上6年未満

④ 6年以上11年未満

⑤ 11年以上

アンケートは以上となります。ご協力いただき誠にありがとうございました。



鎌倉市

鎌倉市御成町18番10号 〒248-8686
Tel.0467-23-3000 Fax.0467-23-8700

18-10 Onarimachi, Kamakura, Kanagawa, 248-8686 Japan
Tel.0467(23)3000 Fax.0467(23)8700

担当課

あなたの街の“給油もできる整備工場”です。

〈国土交通省認証整備工場〉



ENEOS 大船中央 サービス
ステーション

☎0467-44-6900

(有)兵藤商事 鎌倉市大船3-17-21 広告

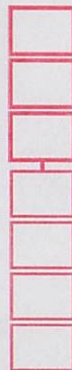
〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市役所

共生共創部 地域共生課

丸山 行





鎌倉市

鎌倉市御成町18番10号 〒248-8686
Tel.0467-23-3000 Fax.0467-23-8700

18-10 Onarimachi, Kamakura, Kanagawa, 248-8686 Japan
Tel.0467(23)3000 Fax.0467(23)8700

5.8.-1

担当課

地域共生課

広告

プロパンガス、灯油、各種燃料、ガス器具

(株) 宮治商店 TEL0467-22-2416

鎌倉市小町1-14-15 (若宮大路横須賀線ガード前)



郵便区内特別

248-0006

小町1-11-3

小町元町町内会

高橋 和雄 様

118

